



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンコー
代表者名 代表取締役社長 竹村 潔
(コード番号 6964 東証第二部)
問合せ先 経理部長 小野 孝夫
(TEL 0263-52-2918)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 27 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役について優秀な人材を確保するため、会社法第427条に基づき、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 27 条 (条文省略) (新 設)	第 1 条～第 27 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) <u>第 28 条 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 28 条～第 34 条 (条文省略) (新 設)	第 29 条～第 35 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) <u>第 36 条 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 35 条～第 38 条 (条文省略)	第 37 条～第 40 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年6月27日
定款変更の効力発生日 平成23年6月27日

以 上